

令和元年 第4回定例会

12月3日～12月10日

条例の制定・一部改正

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

会計年度任用職員に係る関係条例の改正のため、制定。

- 一年ごとの雇用では三年で、雇い止の可能性があるのではないか。
- 一年ごとに評価し、選考の上必要に応じて雇用に継続していく。
- パート職員の勤勉手当や、期末手当はあるのか。
- 勤勉手当はないが期末手当はある。
- パート職員の賃金は埼玉県最低賃金をクリアしているのか。
- 町では930円が最低

12月定例会では町長提出議案14件、議員提出議案1件を審議し、すべて原案のとおり可決承認されました。その他、請願1件を審議し、採択となりました。

一般質問には7名が登壇し、活発な議論が展開されました。

の賃金となっておりクリアしている。

○ 町は、フルタイム、パートのどちらを基準にしているのか。

○ 職種によりフルタイムとパートに分けている。

○ パートの休暇はどうなのか。

○ 結婚休暇、忌引等の有給休暇は検討していく。

○ 人員適正化計画の見直しがあるのか。

○ 災害等の様々な状況で職員が必要な場合が出てくるので、見直しも必要と考えている。

議会議員政治倫理条例の一部改正
ときがわ町議会議員選挙立候補者の確保に向け、立

候補しやすい環境整備を図るため、改正。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
人事院及び埼玉県人事委員会からなされた給与についての勧告を踏まえ、期末手当の額を改正。

○ 議員・特別職の報酬等は人事院勧告で決めるのではなく報酬審議会へかけるべきではないか。

○ 他の市町村の情勢、均衡等も考える中で今後研究して原案を作り、その上で審議会を開いていくという考え方を持っている。

町長等の給与等に関する条例の一部改正
人事院及び埼玉県人事委

員会からなされた給与についての勧告を踏まえ、期末手当の額を改正。

**議案第43号
議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正**

反対討論 野原 和夫

今回の改定は現行の報酬に「期末手当」を増額させるものである。今、労働者の実質賃金の低下、年金の受給額の引き下げ、生活保護支給額の引き下げ、農家は米価の下落などで決して町民のくらしは良くなっていない現状である。このような状況の中で議員報酬の引き上げは理にかなったものとは言えない。町民の収入減の中で、町議員の報酬の引き上げは行うべきでないと考え反対討論とする。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

人事院及び埼玉県人事委員会からなされた給与についての勧告を踏まえ、改正。

○ 今回の給与の引上げは給料表の1級から5級が多く見られる。組合との合意形成は。

○ 人事院勧告をもとに組合と交渉を行い合意した。

○ 勤勉手当が来年度100分の97・5から95になると額的に減るのでは。

○ 今年度6月分を含め、12月に引き上げた分を来年度は、6月と12月に均一に配分するので、減額にならない。

保育所の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

保育所の任期付き職員の給料月額を改定するため、改正。

問 保育所の現場における保育士で現在、臨時的に任用している職員でフルタイムとパートは何か、また改正条例の対象者は。

答 2つの公立保育所でフルタイムが15名、パートタイムが9名である。改正条例の対象になる任期付職員は3名である。

子育て支援住宅条例の一部改正

入居の期間を見直し、規定の整備を図るため、改正。

問 子育て支援住宅の設置の目的の一つである定住支援の施設として十分機能するように、入居期間を最長6年とする改正だが現入居者への適用は。また、定住する目的で町内に土地・家屋を購入する場合に、補助金を出すなどの手立てについては。

答 入居期間については、

その他議案

埼玉中部資源循環組合の規約変更

組合が解散した場合における事務の承継、決算の調整等に関する規定の整備を行うため、変更。

問 国と県の返還金は。

答 国の交付金は返還、県は各処理場がバイオガス化が可能か全県的に行った調査で、返還はない。

問 どこまで情報公開するのか。

答 情報公開条例に触れるものは非公開、それ以外は公開。

埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分

解散及び財産処分について協議するための議決。

問 付帯施設建設に対して吉見町住民の意見聴取を行ったか。

答 行っていないと聞いている。

問 吉見町に損害賠償を求めるときでは。

答 正副管理者会議で合意をして解散を決定。ときがわ町としては、今のところ考えていない。

問 町の総括は。

答 組合の一部として町単独の検証は難しい。

問 町の責任は。

答 重く受けとめている。

次のごみ行政の中でどうかしていくかというところに全力を挙げていく。

比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同委員会の規約変更

公平委員会構成団体から埼玉中部資源循環組合を脱退させるため、変更。

議案第50号 埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分

反対討論

野口 守隆

賛成討論

野原 和夫

埼玉中部資源循環組合の付帯施設設計画が定められずに、構成市町村で付帯施設に係る経費の負担割合を先に決めるべきと、建設地である吉見町は主張し、合意に至らず組合は解散する事になった。

試算では、2市6町1村の今迄の組合への負担額は5億6700万円（ときがわ町2700万円）がムダになる。損失補償もなく、責任の所在も曖昧なままの様な解散に反対する。

埼玉中部資源循環組合は9市町村で協議しながら進めてきたが結果的にこうなった。形にならなかったが、執行部の判断だけではない、町として多くの金額を投資してきたが、今後を生かすことが大事である。宮崎管理者の「和解条項は相続される」この答弁を尊重し賛成討論とする。